

Actus Newsletter(資産税)

令和6年度税制改正 資産課税の改正



令和6年度税制改正における資産税関係の改正としては、「事業承継税制における特例承継計画等の提出期限の延長」や「住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等の延長・見直し」などが盛り込まれております。今回は、これら資産税関係の改正内容に関して、制度の概要と改正点をご紹介します。

■ 特例事業承継税制

法人版事業承継税制は、中小企業の先代経営者から、後継者がその会社の非上場株式等を相続・贈与により取得した場合に、一定の要件のもと、その相続税・贈与税を猶予する制度となります。令和9年12月31日までの措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の範囲拡充や、納税猶予割合の上げがされた「特例措置」が講じられています。この特例措置の適用に当たって、事前に「特例承継計画」の提出が求められています。令和6年度税制改正では、この「特例承継計画」の提出期限が令和8年3月31日まで2年間延長される見込みです。

注意点として、今回の税制改正により「特例承継計画」の提出期限は2年間延長される見込みですが、実際に承継を行う実行期限は令和9年12月31日であることに改正はなく、今後も延長を行わないとされています。特例措置の適用を検討されている場合は、早めに事業承継計画の策定に着手することが大切です。

項目	特例事業承継税制（特例措置）	事業承継税制（一般措置）
計画策定	特例承継計画の提出が必須 提出期限:令和8年3月31日まで2年延長	不要
適用期限	令和9年12月31日までの贈与・相続が対象 (今後も延長を行わないことが明記された)	なし
対象株式	全株式	株式総数の最大3分の2まで
納税猶予割合	贈与:100% 相続:100%	贈与:100% 相続:80%
承継人数	最大3人	1人
雇用確保要件	平均8割の雇用維持要件を満たさない場合も可 (一定書類の提出を要件に柔軟に対応する)	承継後5年間は平均8割の雇用維持が必要

■ 住宅取得等資金の贈与税の非課税措置

この制度は、父母や祖父母などの直系尊属から、住宅の新築、取得、増改築のための資金の贈与を受けた場合に、一定の要件を満たすと受贈者1人あたり省エネ等住宅の場合には1,000万円まで、一般住宅の場合には500万円まで贈与税を非課税とする制度となります。令和6年度税制改正で、適用期限が3年間延長され、令和8年12月31日までの贈与が非課税措置の対象となる見込みです。また、省エネ等住宅の対象となる省エネ性能の基準について等級の見直しが図られます。

要件		改正前	改正後
適用期限		令和5年12月31日までの贈与	令和8年12月31日までの贈与
贈与税の 非課税限度	省エネ等住宅	1,000万円まで非課税	変更なし
	一般住宅	500万円まで非課税	変更なし
省エネ等住宅 の基準 (いずれかに該 当する住宅)	省エネ性能	断熱等性能等級4以上または 一次エネルギー消費量等級4以上	断熱等性能等級5以上または 一次エネルギー消費量等級6以上
	耐震	耐震等級2以上または免震建築物	変更なし
	バリアフリー	高齢者等配慮対策等級3以上	変更なし

■ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例

父母や祖父母などから、住宅取得等資金の贈与を受けた場合に、贈与者が贈与の年の1月1日時点で60歳未満であっても相続時精算課税制度を選択することができる特例も適用期限が3年間延長され、令和8年12月31日までとなる見込みです。住宅取得等資金の贈与税の非課税措置と相続時精算課税制度の特別控除枠を併用することができますので、住宅取得者の初期負担が軽減される措置が図られています。

相続のことなら アクタスにおまかせください

アクタスサービスラインナップ

相続税の申告支援業務

相続税申告

申告期限は10か月です。
年間100件以上の申告実績がある
アクタスが丁寧に対応します。

税務調査1%未満

適正な申告書作成はもちろんのこと、
書面添付制度の導入により税務調査の
対策を随時おこなっています。

スピード対応

ご依頼から申告までをスピーディ
に対応し、税金の不安をいち早く
解消させます。

相続事前対策業務

簡易診断

お持ちの財産について、概算での
評価と相続税を計算し、現状を分
析します。

遺言書作成支援

「相続」が「争続」とならないよ
う自筆証書遺言や公正証書遺言の
作成を支援します。

事業承継対策

親族承継や親族がい承継、M&A
まで含め、様々なパターンによる
事業承継をサポートいたします。

相続後のご相談

二次相続節税支援

生前贈与や贈与税の特例制度を活
用した節税、保険加入や不動産の
提案など様々な節税対策を支援し
ます。

不動産売買支援

相続により取得した不動産の売却
を支援します。

譲渡所得／ 不動産所得対応

相続手続き後の確定申告作業まで、
担当した税理士が対応します。

お気軽にご相談ください。初回の相続相談は **無料** です！